

事務連絡  
令和6年1月16日

都道府県  
各 指定都市（特定被災区域）生活保護担当課医療扶助担当係 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室

令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について（周知）

平素より、生活保護行政の推進につき格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和6年能登半島地震の発生を受け、令和6年1月11日付で「令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和6年政令第5号）（以下「政令」という。）が公布及び施行されました。

同政令第1条により、令和6年能登半島地震（以下「当該災害」という。）が特定非常災害に指定されるとともに、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づく厚生労働省告示（「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件」（令和6年厚生労働省告示第7号。以下「告示」という。））により、厚生労働省関係の一定の権利利益に関する満了日について、当該災害の被害者による延長の申出を必要とせず、一律に令和6年6月30日まで延長する措置を講ずることとしており、当該告示は、令和6年1月16日付で公布及び適用されました。

また、同政令第4条では、特定義務の不履行の免責について定めており、生活保護法（昭和25年法律第144号）についても、当面の間の対応として同政令を適用措置し、「特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係

るものを含む。)が問われることを猶予」(法第4条第1項)し、生活保護法に定める義務のうち、当該災害により履行期限が到来するまでに履行されなかったものについては、令和6年4月30日まで免責されます。

これらに伴う生活保護法の運用における留意点等は、下記のとおりとなりますので、御了知の上、管内市町村、対象となる医療機関等への周知をよろしくお願いいたします。

## 記

### ○行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置について

#### 第1 満了日の延長を行った権利利益

- 1 告示により満了日を延長した権利利益については、別添のとおりであり、そのうち生活保護法に関する権利利益の延長を行ったものは、次のとおりである。
  - ・ 生活保護法第49条の規定に基づく指定医療機関の指定（特定被災区域内に在る指定医療機関に係るものに限る。）

#### 第2 留意事項

- 1 告示の特定被災区域内に指定医療機関を有する者については、現に指定を受けており、かつ、当該指定の有効期間が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に満了する場合には、当該有効期間を令和6年6月30日まで延長することとなる。
- 2 特定権利利益に係る満了日の延長措置は、法に基づく特別措置であり、当該災害の発生前と同様に、指定の更新を行うことのできる者については、告示による満了日の延長措置にかかわらず更新を行うこととするよう御配慮願いたい。

### ○期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置について

#### 第1 特定義務の不履行についての免責期限の設定

- 1 特定義務の不履行についての免責期限の設定に係る生活保護法における条項は、次のとおりである。
  - ・ 生活保護法第50条の2の規定に基づく指定医療機関の変更の届出等（当該災害により履行されなかったものに限る。）

#### 第2 留意事項

- 1 当該災害により法令に規定されている履行期限が到来するまでに履行されなかったものについては、令和6年4月30日まで免責されることとなる。
- 2 特定義務の不履行についての免責期限を定める措置は、法に基づく特別措置であり、当該災害の発生前と同様に、変更の届出等を行うことのできる者については、当該免責期限にかかわらず変更の届出等を行うこととするよう御配慮願いたい。